

国内外における大学改革の現状

木村 孟（大学評価・学位授与機構）

ただいまご紹介に賜りました木村でございます。先ほどから独立行政法人の話が出ておりますが、公務員でなくなつて一つ良いことがありました。これまで、どこかへ行くのに必ず休暇を取つて行かなければいけませんでしたが、先日遊びに行こうと思って休暇届を出したら、「休暇届はいりません」といわれました。「どういうことか」と聞いたら、「あなたは経営者だから好きなときに休んでよろしい。その代わり業績が悪くなつたら、すぐクビになりますよ」といわれました。昨日、一昨日と長崎でゴルフをやっていまして、突然こういう厳粛な雰囲気の所に来て非常にとまどつております。こけおどかしにお手元に大変分厚い資料をお渡しさせていただきましたが、いまだにどういうところを主な切り口にしていいか迷っております。

私はこのところ、OECD、UNESCO等で高等教育機関の質保証の仕事をしております。後でお話しすることになりますが、このところ、世界中で自分の国、あるいは自分の地域の大学、高等教育機関の質をどう保証していくかという議論がなされております。そういうことでいいますと、企業との対比で「日本の大学は非常に危機的な状態にある」という話が先ほど出ておりましたが、私も同様に感じておりますし、日本の高等教育は危機的な状態にあると考えております。本日は、その辺の話を少しあせていただこうと思っております。

最初に少し国内の状況を眺めてみようと思います。それに引き続きまして、世界の国々でどのような大学改革が行われているかをご紹介させていただきます。後半の「諸外国の状況」については、先日、自民党の科学文教部会に呼ばれまして、そこでお話しした際に使つたものです。私は本来高等教育の研究者ではなく、ご紹介いただきましたようにエンジニアでありますけども、大学改革の状況について少し勉強をいたしましたので、それをまとめたものを今日お話をさせていただくことにします。

1. 我が国の状況

1-1. わが国の大学改革の流れ

まず国内の状況から見ていきたいと思います。国内の大学改革の状況を見るのには何がいいかと半年くらい前に考えたのですが、やはり大学審議会の議論を追つてみるのがいいのではないかと思い、皆様のお手元にお渡ししたような資料を準備いたしました。ご承知のとおり、大学審議会は昭和62年、臨時教育審議会の指摘を受けて作られたものです。臨時教育審議会というのは大変な審議会でありますし、今その答申を読んでも、大変立派な答申であると感じます。教育に関してはあれ以上の審議会はなかつたのではないかと思うくらい、立派な審議会、

立派な答申であったのではないかでしょうか。残念ながら、当時は国鉄の民営化でありますとか、いろいろな政治的課題を抱えていたために、中曾根さんも臨教審の答申に則って腕が振るえなかったという状況はありますけども、答申自体は、私は非常に立派であったと思っております。

その臨時教育審議会で、日本の弱点の1つは高等教育であるということを看破いたしまして、そのために大学のことを専門に審議する審議会を作つたらどうだという提案がなされました。それを受け、昭和62年に大学審議会が組織されました。さまざまな答申を出しておりますが、昭和63年12月に出てまいりましたのが、博士課程の目的の多様化であります。ずっと昔に亡くなられましたが、東京工業大学元学長の川上正光先生は、「博士はあきまへん。博士は役に立ちまへん」ということを盛んにおっしゃっていました。そのくらい博士というのは一昔前は変人であると考えられていました。日立製作所では、その昔、学位を取ると「変人」という名前を付けたと聞いておりますけれども、そういうふうな状況であったわけであります。

外国の状況は全く違っておりますし、私は1969年に英国にまいりましたが、インダストリーの上の連中はほとんどドクターを持っておりました。そういう事実を見て驚きましたけども、そういうことから高度の専門的能力を持つ人材の育成ということを博士課程の目的に据えたことは、極めて画期的なことだと思いました。

平成3年になりますと、「大学教育の改善」を大学審議会は答申いたしました。これも日本の教育に関する審議会では画期的なことであります。先ほど吉武さんからご指摘がありましたように、日本の大学は教育の重要性をほとんど忘れていました。研究さえしていればいい。表現が適當ではありませんが、いわば全ての大学が東大を目指していて、教育についてはほとんど考えてこなかったということで、「教育が大事だぞ」ということをここで指摘をしたということです。

また、「評価の芽」がここで初めて出ています。これも画期的なことです。当時の、大学審議会の会長を務められた戸田先生に伺いますと、すでにこの時点で、第三者評価の話が出ていたようであります。しかしながらあまりにも唐突だということで、自己点検・評価という、ある意味では非常にうまい表現にしてあります。その義務化ということを提案しています。そのほか、大学院の重点化や、生涯学習についての答申もなされています。

平成5年には、開かれた大学ということで、科目等履修生について提案がなされています。従来は聽講生といいかにも日本の大学らしい、極めて規則に縛られた制度になっていました。一年間に2~3単位しか聽講できないという制度です。それを、大学が許せば10単位でも20単位でも聽講でき、しかも試験に通れば単位として認めようということが、この年に提案として出てまいりました。ここでやっと開かれた大学ということが実現はじめしたことになります。

平成7年には、これまた非常に画期的なことですが、大学のマネジメントに踏み込みました。それまで日本の国立大学では、マネジメントなんてどこ吹く風というような状況でしたが、それではいけないということで、まず踏み込んだのが教授会運営の円滑化です。教授会というのは非常に評判が悪くて、堀場製作所の堀場さんに「なんや知らんけど、教授会いうのは便所を

どこに作るかというて、5時間も協議しているそうやないか」と関西弁でやられたことがありました。「そんなことはありません」と申し上げましたけども、そのようなことが甚間よくいわれていることは事実です。教授会運営を円滑化すべきだということで、全員出る必要はない、代表者制でもいいし専門委員会制でもいいということになりましたが、これはさすがにうまくいきませんでした。教授会には全員出るようにしておかないと、先生方は満足しないようです。この辺に日本の大学の問題があるような気がします。いずれにしても、平成7年にマネジメントに踏み込んだということあります。

平成8年には、教員も流動すべきだということで、インプリーディングレーションということが非常に大きな問題になりました。教員の流動化という議論がなされました。

それから、平成10年10月に出された大学審議会が中央教育審議会に統合される直前の答申だったと思いますが、「競争的環境の中で個性輝く大学の育成」という副題がついた答申があります。この答申では、学部教育の再構築ということをいっています。先ほど説明しませんでしたが、どこの大学も一時「大学院の重点化をやらないと大学ではない」ということで、ひたすら大学院の重点化にはしりました。ところが気がついてみたら学部教育がガタガタになってしまっていた。そういうことで、FD（ファカルティ・ディベロップメント）について盛んに議論されたのがこの頃であります。学部教育の再構築が平成10年の答申の一つの大きな柱にもなっておりまます。

次に、専門職大学院です。これは委員会の中から出た問題意識というよりも、例のロースクールの問題から、やらざるをえなかつたというところが本当のところだと思います。しかしながら、大学院の高度専門化というのは日本にとっては避けて通れない道でありまして、そういう意味ではタイムリーな答申であったと思います。

先ほどマネジメントについて、初めて平成7年に踏み込んだと申し上げましたけども、3年経った平成10年にもっと具体的な形で、「責任ある運営体制の確立」という形で同じことがいわれています。すなわち、全学一体的運営、学長補佐体制、学部長の職務の明確化、学長、学部長のリーダーシップです。それから、運営諮問会議の設置であります。

もう一つ大きな提案が「第三者評価の実施」です。わたしもこの議論に加わっておりまして、多少英國の事情を知っていたものですから、「第三者評価をやるのは当たり前だ」というようなことを主張しておりました。まさか自分の所属する機関が評価機関に転換されると思いませんでしたので、あとで「余計なことをいったな」と非常に後悔をいたしました。つまり平成12年に私どもの学位授与機構が大学評価・学位授与機構に改組され、学位授与の仕事のほかに大学評価という仕事を請け負わされることになったのであります。

大学審議会発足以来の流れをまとめておきます。大学審議会は、多様化と個性化、専門性の高度化とこの三つを主張してきました。確かにこの流れは国際的な流れに沿っているのですが、考えてみると、多様化と個性化、専門性の高度化だけでは世界の大学には太刀打ちできないのです。文部科学省はそこで慌てて例のCOEプロジェクトを打ち出しました。最初はトップ30と称していましたが、えらく評判が悪くなつてCOEといい換えました。要するに、国際的

に卓越した研究大学というものを作ろうという提案がなされたのです。大学審議会は大学全般について多様化と個性化、専門性の高度化をすべきであるといつてきましたが、トップの大学も作る必要があるということで、COEが出てきたということかと思います。

ここに至って、高等教育全体に目が届いたと思ったのですが、一つ置き去りにされてきたことに気がついた。すなわち教育の問題であります。「教育が大事だ」ということを平成3年に初めて大学審議会がいったことはエポックメイキングだと申し上げましたけれども、気がついてみると、何もできていなかった。それに非常に大きな刺激を与えたのが、1999年のケルンサミットです。ここで英国が "knowledge-based-society" ということをいって、各国の首脳がそれに同意をしたということで、大学の役割というものが大変重要だということを、各国のトップの人たちが意識始めたということです。つまり、知識によって社会がドライブされるようになると、大学というのは非常に大切になる。極端に過ぎるかもしれません、大学が唯一の知識の伝承機関といえなくありませんので、そこを大事にしない手はないということで、各國とも急に大学改革の動きを加速化したということであります。そういう状況の下、日本でも慌てて教育版のCOEプログラムを導入したと考えてよいと思っています。

大学審議会のこれまでの議論の流れは個性化、多様化、専門性の高度化でしたが、文部科学省は研究のCOEプログラム、教育のCOEプログラムを作ったということではないでしょうか。ここまでが、これが日本がたどってきた大学改革の歩みではないかと私は考えております。

1-2. 大学評価が実施されるに至った背景

次に、私が直接評価にかかわっております関係で、どうして大学評価が実施されるようになったかということを、前の話題とは直接関係はありませんが、お話しをさせていただきたいと思います。私はおおざっぱに分けて、3つ理由があるのではないかなと思っています。

一つは申し上げるまでもなく、「高等教育の大衆化」です。これは世界各国で起こっています。マーティン・トローがアメリカで「高等教育の大衆化」をいい出したときに、ヨーロッパの人々は信じませんでした。「英國で大衆化なんか起きるわけがない」ということでした。ところが今、英國は日本以上に大衆化しつつあります。そういう意味でも高等教育の大衆化というのは歴史の流れになっているのではないかと思います。

高等教育の大衆化を支えるには、膨大な費用が必要です。しかしながら、国家財政はどこの国もそれほど豊かではありません。シンガポールだけは例外かもしれません。そういうことで、どうしてもある決められたパイを効率的に配分せざるを得なくなってくる。そうすると必然的に、各大学のパフォーマンスによって資金を配分しようという考え方が出てくる。つまり評価というのが必然となるということです。

二番目が、「高等教育機関間の国際競争」です。日本は、ある意味では幸せなのかもしれません。言葉の障壁があるため、それほど外国の大学と競争するというふうなところまでは来ていない。しかしヨーロッパ、ことにEUは大変です。国際的な学生獲得競争が起きているという状況であります。実は日本も言葉の問題があるからといってあまり安心もしていません。

このところ外国へ出て行く学生の数がものすごく増えている。8万人くらいになっているようです。留学生10万人計画を中曾根さんのときの臨教審で打ち出して、やっと平成15年に実現しました。しかしながら、出て行く学生の数もものすごく増えている。昔は大学院レベルで出ていったのですが、今は学部レベルでも多くなっている。そういうことでいうと、日本も国際的な学生獲得競争にさらされているということです。

それから、さほどまだ日本では起きておりませんが、研究費の国際的な獲得競争ということもあります。これはEUでは大変です。そうなると、自分の大学の質を保証しておく必要がある。どの程度の質を自分の大学が持っているか、きちんとしているかを内外にはっきりと示す必要があるということから、評価というものが必然となります。

三番目が「多様な教育プロバイダーとの競合」です。あまりこの問題は我が国では意識されておりません。学術会議で教育体系の再構築という特別委員会がありまして、そのときに、潮木先生がドラフトをお書きになりましたけれども、皆で議論して「こういうことだね」となったのが3番目の理由あります。

従来は大学教育というと、キャンパスの中で、座学で授業が行なわれるのが普通であった。ところがIT革命によって、e-Learningのようなものが世界中で広がっている。e-Learningによって学位が取れたり、国際的に通用する資格が取れるというところまではまだいっておりませんが、いずれ必ずそうなると考えたほうがよい。英国は国がかりでe-Universityというプログラムを開発し始めています。ロンドン大学、ケンブリッジ大学といった超一流の大学が、ある非常に狭い範囲でありますけども、学位が取れるプログラムの配信を始めています。日本は、先ほど申し上げましたように、言葉のハンディキャップがありますから、向こうがやってきてもそれに打ち負かされることはないかもしれません、そうもいっていられなくなるかもしれない。そういうことになると、既存のオンキャンパスにおける伝統的な教育システムというのは、壊されてしまう可能性があります。

それでは既存の高等教育機関が生き残るためにどうすればよいのか。やはり自分のところの質がどのくらいであるかということをきちんと押さえておかなければいけない。それができるのが評価であるということだと思います。そういうことで、最近は「大学評価」という言葉を聞かない日はないほど、大学評価が日常的になってきたのではないかと思っております。

1-3. 評価を巡る動き

次に「評価を巡る動き」について少しお話したいと思います。ご承知のとおり、昨年の10月に国立大学法人評価委員会が組織されました。この委員会は国立大学を評価するための評価委員会であります。皆様ご存知の通り6年サイクルの評価をやることになっています。私たちの機構は、法人評価委員会からの要請を受け、国立大学の教育研究活動に関して、専門的立場から評価することになっております。

私は日頃から、法人評価委員会の権限は一体どうなるのがということを考えております。法人評価委員会の委員になっておられる皆様方は、どちらかというと常識的な方ばかりであります。

すけれども、委員会に非常に声の大きい方、あるいは産業界を代表するような方、経済界を代表するような方がお入りになったとすると、性格としては非常に強いものになるのではないかと思います。そうしたときに、ことに今の私の立場からすると、大学評価・学位授与機構の評価の機能、役割、そういうものはどうなるか、将来に向かって非常に微妙な問題を抱えていると思っております。それが一番目の問題です。

二番目は認証評価の問題であります。今年の4月1日から、すべての大学は7年サイクルの認証評価を受けることが義務づけられました。この認証評価という言葉は極めて誤解を受けやすい言葉だと思います。認証評価というと評価によってその大学を認証するというふうにとらえられがちですが、そうではありません。国によって認証された機関を認証評価機関といい、そこが行う評価を認証評価と称するということです。

現在、認証評価機関として名乗り出るであろうという機関が三つあります。大学基準協会、私どもの大学評価・学位授与機構、それともう一つ、高倉先生が大変苦労なされている私立大学協会でお作りになる予定の評価機関の三つです。先日英国人にそのような話を致しましたところ「そんなことしていいのか」といわれました。例えば、私立大学協会でお作りになる評価機関で、私立大学協会の所属のすべての大学が評価を受けることになり、国立大学が全て大学評価・学位授与機構で評価を受けることになったとします。これは大きな問題になってしまいます。ランキングが発生してくる可能性が出てきます。ランキングというのは、避けられない問題ではありますが、自分たちの意思とかそういうものに関係なく、評価機関の性格によってランキングづけがされてしまうという状況が起こるかもしれない。これは社会的にみると非常に由々しき問題だと思います。

しかし最近ちょっと安心しています。といいいますのは、どういうところが私どもの認証評価をお受けになるか分かりませんので、意向調査をさせていただきました。そうしましたら、私立のかなり新しい大学の30から40が、私どもの評価を受けたいとおっしゃってこられたのです。わたしどもに実際それだけのマンパワーがあるかどうか分かりませんけれども、国全体という立場からみますと大変に結構なことで、そういう大学がたくさんあるということは、日本も捨てたものではないと思っています。できれば、国立大学がうちに全部くるとか、私立大学協会加盟参加の私立大学が全部私立大学協会のほうに行くという状況ではなくても、渾然一体とした評価の状況になると、日本の大学もかなり活性化するのではないかと思っておりますが、難しい面も多々あろうかと思っています。

三番目の問題ですが、注目しなければならないのが、世界規模で品質保証の動きが起きているということです。ご承知のとおり、英国、オーストラリア、アメリカもそうですが、非常に積極的に自分の国の教育を売ろうとしております。ここに最近目立つのが、英国とオーストラリアです。海外分校を作ったりジョイントプログラムを推進したり、遠隔教育を実施したりとさまざまな海外戦略をやっております。そういうことから、英国、オーストラリアは自分の大学、あるいは自国から出る教育プログラムの品質保証に非常に気をつかっております。非常に厳しい評価をして、自分の所から変なものが出てないようにと気をつけている状況であります。

それから、もう一つ世界的な状況として、WTOの問題があります。ご承知だと思いますが、WTOは教育サービスはトレーダブルコモディティといっておられます。つまり貿易が可能な商品と定義しております、そのために貿易関税障壁を作つてはいけないという議論が、一時盛んに行われておりました。日本、ノルウェー、オーストラリアといった国では、確かに教育サービスはトレーダブルコモディティかもしれないが、教育サービスは商品グッズとは違うと主張しています。非常に影響に永続性があり、悪いものを一度入れると、それによって教育をされた人たちというのは一生その弊害を背負つて行くことになるという議論をしています。やはり教育プログラム、あるいは教育機関というものは、質をまず大事にすべきだという議論です。日本のイニシアティブといつてもいいと思うのですが、ノルウェーとオーストラリアが助けあって、OECDでエキスパートミーティングを組織することに成功しました。そこで日本は、「やはり質保証という立場から貿易交渉に歯止めをかけるべきだ」と主張しておりましたが、最終的にOECDとUNESCOの場で議論されることになりました。そういう動きによって、意味でいうと、一時非常に激しかったトレーダブルコモディティの議論が、今はやや少し下火になっているという状況であります。

いずれにしても、このような状況の下では、そうなると、高等教育機関あるいは教育プログラムの質というのが非常に重要になってきます。世界大学学長会議（IAUP）は、数年前に世界的な大学評価基準を作ろうということを提案しています。いろいろ議論があったようですが、少し早すぎるということで、その動きは今は沈静化しています。OECDがやろうとしておりますのは、世界の高等教育機関の評価情報のついたデータベースを作ろうというものです。そうなると、ヨーロッパは大丈夫ですし日本も全部とはいいませんがほぼ大丈夫だと思いますが、アメリカは問題になります。アメリカで大学と称する機関のうち何割かは金で学位が買える大学ですから、その意味でも評価情報データは重要です。つまりどういうところでどういう評価を受けたかというデータをつけた上で、ポータルサイトのようなものを作ろうとしています。OECDは先進30ヶ国の集合体ですので、プラットホームをユネスコに持ち込んで、ユネスコでポータルサイトを作ろうということになっています。

そういう動きですから、できるだけ早く日本も各大学の評価を実施する必要があります。確かに今年から、国立大学も国立大学法人としての評価を受けるし、認証評価も実施されることになりましたが、国立大学の評価が終わるのは6年先、認証評価は7年先です。したがって、もし認証評価を申請される大学が2~3年の間全然なく、UNESCOのデータベースが2~3年の間に立ち上がってしまうと、日本の大学はこれに一つも入らないということになってしまいます。そういうことですので、せめて認証評価に関しては、来年からでも、今年からでもいいですから、お手を挙げていただく大学が出てくることを切に希望しております。そうでないと日本の大学が世界の孤児になってしまう可能性がありますので、非常に心配しています。

1-4. 国立大学の国立大学法人化

次に、先ほどから話題に出ております、国立大学の国立大学法人化ということについて私ど

もでまとめたものがございますので、それをお紹介しながら説明をさせていただきたいと思います。

先ほど吉武さんのお話の中にも出ておりましたが、どういう特徴があるかという点。まず最初に、経営面での規制緩和が大幅に行われたということが大きく変わった点の一つです。予算、組織、人事等について、今まで完全にがんじがらめになっていたものが、これらについて非常に大きな裁量権を与えられました。2番目が学長への権限集中です。大崎仁先生のお話によりますと、法律どおりにいけば、たぶん日本の大学の学長が世界で一番大きな権限を持つことになるだろうということです。実際の運用がそうなるかどうかは分かりませんけど、法律的には間違いなく世界で一番強い権限を持つことになるようです。次に、大学がどのようにコントロールがされるかというと、これは目標達成、つまり中期目標の達成度評価に基づいた政府による間接的なインダイレクトコントロールということになります。今まででは、ダイレクトコントロールがありましたけども、目標が達成できているかということを通じてインダイレクトにコントロールをしようというシステムに改められたということあります。

次に、大学が獲得する自由度について少し見てみると、まず運営費交付金、ブロックグラントです。ブロックグラントには二種類あります、一つは学生定員等、formula-basedで決められるもの、あと一つがプロポーザルを出して獲得するitem-basedのグラントです。この合計が運営費交付金ということになります。財政面については、完全に規制がなくなるわけではないことは当然であります、会計監査は今までよりはずっと厳しくなります。しかしながら、裁量権等は大幅に増すことになります。

次に、問題になっておりました施設費をどうするかという点です。施設費についてはこれまで通り、いわゆるcapital grantとして別途措置されることになります。このシステムはあまり変わらないのではないかと思います。授業料の標準化ですが、10%までは増額可ということになりました。これも日本の国立大学の歴史という面からいいますと大変大きな変化であるかと思います。私は、今後この10%が20%、30%と増えていくのではないかと予測しております。それから運営交付金以外の財源の導入、使用が可能になったということです。この点については、奨学寄附金制度が認められたときからそうなっておりました。さらに外部資金の導入が奨励されるということになるものと思います。

スタッフの雇用については、先ほどお話しもありましたように、公務員型から非公務員型へ移行しました。政府の規制からの解放といいい方もできますが、ファカルティーメンバーの身分、あるいは評議会の権限に対する法的庇護はなくなることになります。自分たちで勝手におやりなさいということになるということです。

次に組織ですが、学科、専攻、研究所等の基本的組織の新設や改廃は、裁量権が増したとはいえ中期目標には書いておかなければいけない。書いておかないとやるということはできないということです。もちろん途中で中期目標を変更することはできます。学生数についても同様であります、中期目標に規定するということになっております。

運営組織の構造はスライドのようになります。学長、それから役員会、理事、副学長等で構

成されます。その下に事務局が来ます。先ほど述べた運営協議会が左にあって、右に評議員会、これは教学担当です。全体として、極めて私学に近い形態になっています。これが全体の構成であります。先ほど横山さんから問題提起のあった、学長選考をどのようにやるのかということも非常に大きな問題かと思います。

次が運営面、ガバナンス面での新しい仕組みについてです。文部科学大臣は学長選考委員会の議に基づいて学長の任命、解任を行なうということになっていますが、実際には大学の決定に文部科学大臣がとやかくいうことはないと思います。大臣は監事を任命し、監事以外のスタッフはすべて学長が任命します。法的には学長だけが大学並びに法人を代表するということで、大学のすべての運営に対し最終的な決定権を有するということになります。監事、役員会、運営協議会には学外者を加えなければならないことになっています。

次に中期目標に基づいた管理サイクルについてです。これはご承知のとおりであります。まず中期目標を作り、承認される。ここはグリーンブックから抜いてきたもので、年次活動報告とその評価です。この点については今、大議論になっております。それから中期目標に係る事業報告とその評価です。中期目標を6年サイクルで評価をして、その結果に基づいて政府が勧告をするということです。

こう見ると非常に簡単な管理サイクルのようですが、問題は年次活動報告です。今、国立大学が89校ありますから、文部科学省としても非常に苦しいところだと思います。年次報告の評価をどうするかということは非常に難しい問題で、考え方について文部科学省の中にも二派あるようです。つまり「年次活動評価をごりごりやつたらとても大学はもたないだろう」という派と、「いや、年次報告をきちんとやっておかないと世間から厳しい批判を受ける」という派です。

私もどちらかというと後の派です。現在私は経産省と国土交通省の独立行政法人の評価委員長をやっていますが、両省とも非常に厳しい年次評価をやっております。逆に中期目標期間の評価は、年次評価をきちんとやっていますから、それを積み上げればいいので非常に楽です。しかしながら、確かにその事務量、評価委員の労力は大変なものです。最初に予想していた労力は、大体1桁多いというのが実感です。このようなことを全部の国立大学についてやることになると、確かに大問題で、何かうまい方法を考えなければいけないと思います。あまり厳しいことをやると、大学は疲弊してしまいます。だからといっていい加減なこともできないということで、この問題は非常に難しいと私は思っております。

中期目標に基づいた政府の管理の特徴ですが、各大学は自主的に中期目標を設定します。国立大学法人は狭義の独立行政法人ではありませんから、自分で中期目標を設定できます。私どものところも独立行政法人ですが、狭義の独立行政法人に近い形になっていますので、自分たちだけでは中期目標は作れず、主務大臣の許可を受けなければいけないということになっております。

問題は二番目であります。中期目標・計画が非常に包括的な性格を持っているという点で、計画のほうは具体的になりますからよろしいのですが、中期目標の方は非常に包括的にな

らざるをえない。各大学がお出しになった中期計画を全部拝見しましたが、非常に包括的です。これで評価ができるのかどうか、大きな問題です。研究教育については私どもが評価し、ガバナンス、施設、財政等については国立大学法人評価委員会が評価しますが、このように包括的、一般的な中期目標で評価できるかどうかは全くわかりません。

それから、一番下の評価結果を運営交付金の配分に反映させるという点も、実際どうやるのか難しいところです。

次に、システムを運用するにあたってどういう問題点があるのか、思いつくままにここに掲げてみました。先ほど申し上げましたように、財政的なコントロールはこれまでと違ってインダイレクトになります。しかしながら、本当にインダイレクトですかどうかは甚だ疑問であります。経産省、国土交通省の先行法人に対する評価の経験でいいますと、総務省がものすごくインターフェアしてきており、はじめの話とは全然違っています。

三番目が先ほど横山さんから問題提起がありました、大学の自治の問題です。横山さんは学長選挙、教授会という形を通してご発言されましたが、大学の自治をどうやって形成するのかというのは大きな問題です。法律どおりにやれば、学長選考委員会は、教授会の意見など聞く必要はない。学長選考委員会が決めてしまえばそれでおしまいということになるわけですが、そのようなやり方が日本の従来の慣行とあまりにも違いすぎるという問題があります。教授の人事一つとっても同じです。学長が自由に決められるようになっています。そういうフレームワークの中で大学の自治をどう形作っていくのかということもまた非常に大きな問題かと思います。

それから、企業的なマネジメントの導入という点について、先ほど吉武さんからご指摘がありましたが、ご指摘のとおり大学というのは極めて情報が錯綜しております、しかも命令系統もはっきりしていない。そういう組織が法人になったからといって、すぐ戦略的な経営ができるでしょうか。この点も非常に大きな問題だと思います。

以上申し上げたように、システム上の問題がたくさんありますので、一昨年、日本と英国で高等教育に対する協力協定を結びました。直接の相手はHigher Education Funding Council、つまり高等教育財政局です。そこと私どもが幹事機関になりますて、日本は国大協、向こうは国大協と同じような組織であるUniversity UK、そのほかいくつかの機関をまとめまして、高等教育に関する協力協定を結びました。第1次のプロジェクトとして日本の6つの大学と英国の6つの大学をペアにして、日本の六つの大学に向こうに行っていただいて、相手のペア大学を訪問して、1992年に法人化の終わった英国の大学がどういう経験をしてきたかということを勉強していただいているところです。第一次のプロジェクトは終わりまして、第二次のプロジェクトとして、新しく六つの大学を選んで同じようなことをやる予定であります。英国はいい経験ばかりでもありませんが、いろんな経験をしていますので、それらを学ぼうということで今やっているところです。

2. 諸外国の状況

だいぶ時間もなくなりましたので、簡単に主な点だけご紹介申し上げます。かなり詳しい資料作っておきましたので、ご覧いただければと思います。アメリカは飛ばしまして、英国からまいります。

日本の国立大学の法人化についていろいろ賛否両論があります。有馬先生も最初は反対しておられましたが、最後は「仕方がない」とはおっしゃいませんでしたけれども「大学が自由裁量権を獲得できるならそれでもいいだろう」と賛成にまわられました。要するにアメリカは別として、ヨーロッパの主な国の高等教育改革を見ていくと、極めて状況が似ています。日本がヨーロッパに似てしまったということかもしれませんし、歴史的な必然かなという気もいたします。

1997年にデアリングさんがデアリングレポートの中で極めて大きな自由裁量権を英国の大学に与えるべきであるという提案をしておられます。ただその反面、非常に厳しい評価を導入したことは、皆さんご存じのとおりです。英國でよくいわれていますのは、「英國の大学は評価によって効率的になった。しかしみんなへとへとだ」ということです。英國は変わり身が早くて、10年間非常に厳しい評価をやり、研究については結果によって資金配分を大きく変えましたが、大学が疲れているということで、次回からはライトタッチという極めて軽い評価にしようということになったようあります。いずれにしても非常に大きな裁量権を大学に与えたということ、それと評価を厳しくしたこと、この2つが特徴であります。

日本では多分いきなりはできないと思いますが、英國の場合には同じエージェンシーでも例えば学寮を売ったり、校舎を売ったりということができるようあります。シェフィールド大学がやろうとしたのですが植段が折り合わなくてやめたといっておりました。日本は多分文部科学省の許可がないとできないのではないかと思いますが、英國は各大学でそれができるようです。

マーティン・トローの高等教育大衆化説が出てきたときに、ヨーロッパの人たちは英國では絶対起こらないと思っていたようです。それが短期間のうちに起こってしまった。今ではなんと、パートタイム学生を含めますと、進学率が18歳人口を超えて106%というとんでもない数になっております。18歳での進学率というのはまだ低く二十数%しかありませんが全体的に見ると106%、つまり社会人が大学に盛んに入学しているということあります。

どうしてそのようなことになるかというと、ここが日本と決定的に違うとあります。奖学金が非常に充実しているからです。多分アメリカと同じように50%以上の学生が奖学金をもらっているものと思います。さはさりながら、高等教育が大衆化したのでやはり財政的に困りまして、2006年から3,000ポンドを上限に授業料を取れるようになりました。この法案を通すのに、ブレア首相の首が危うく飛びかけました。5票差で可決されました。授業料を取るか取らないかで首相が首をかけてその法案を通すのですから、大変な国です。教育に対する意気込みが違うということがお分かりいただけるかと思います。

一つ申し上げたいのは、2003年の高等教育白書で公財政支出の増大を提唱しました。もちろん授業料も取るということもありますが、2005年までに、高等教育費用100億ポンド、日本円

にして2兆円までに増額して2003年比で3割増とするというのです。一気に三割増します。多分、現在、英国の高等教育の対GDP比は日本より高くて0.7%位ですが、これをやりますと1%近くになりますね。また日本が置いていかれます。あの教育大国がこれをやるわけですから、日本も相当頑張らないといけないと思います。

フランスであります、フランスも高等教育の大衆化を目指しております、ご承知のようにバカロレア受験者を80%にするという拡大政策を展開しております。フランスでは中卒者の約3割は職業高校に行きますが、その人たちもバカロレアを受けられるような仕組みにしています。いずれにしても、懸命に高等教育の拡大政策を実施しています。それから、1984年に契約政策というのを作りました。各大学が4年間の発展方向を示した全学計画を中期計画として提出し、それが認められれば国と契約して、国はお金を出す。独立行政法人と同じやり方ですね。期間が四年間と日本より短くなっています。さらにそれを徹底させるため、2003年には大学の裁量権を非常に大きく拡大しております。ただし、それと引き換えに第三者評価を強化する方向を導入しています。

ドイツもこれまで授業料を取らない国でしたが、過年度学生がものすごく増えまして財政的に問題が出てきたということで、過年度学生からは授業料を取るという政策を打ち出しました。同時に、各大学に非常に大きな裁量権を与えるとともに、評価によって締め付けもやろうということで、英国、フランスと同じような方向に動いております。

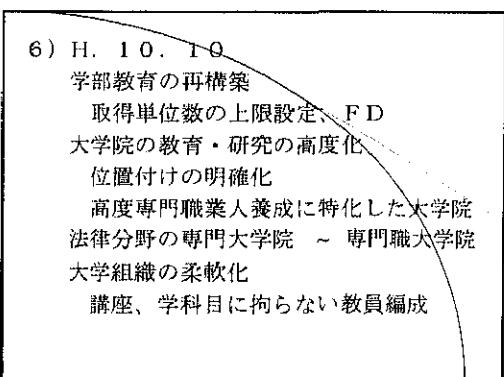
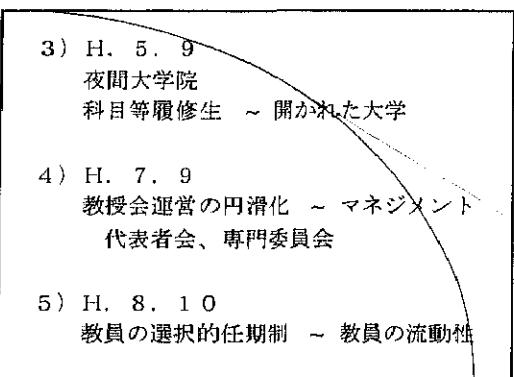
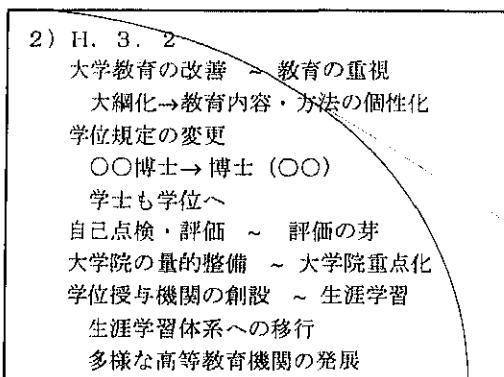
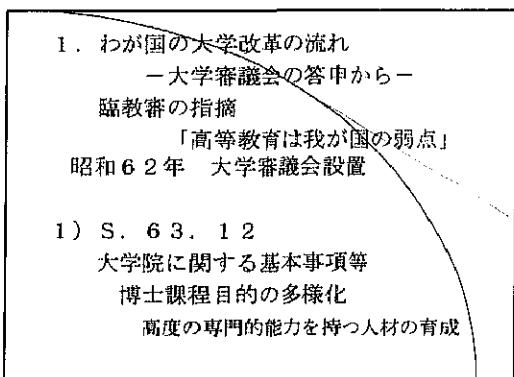
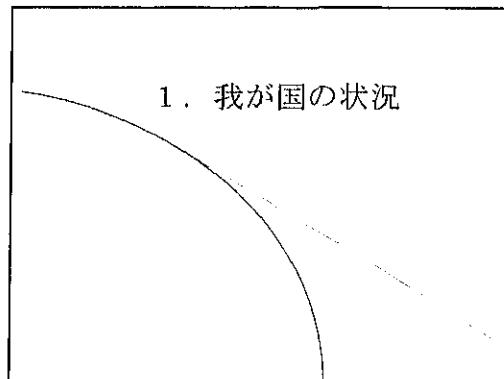
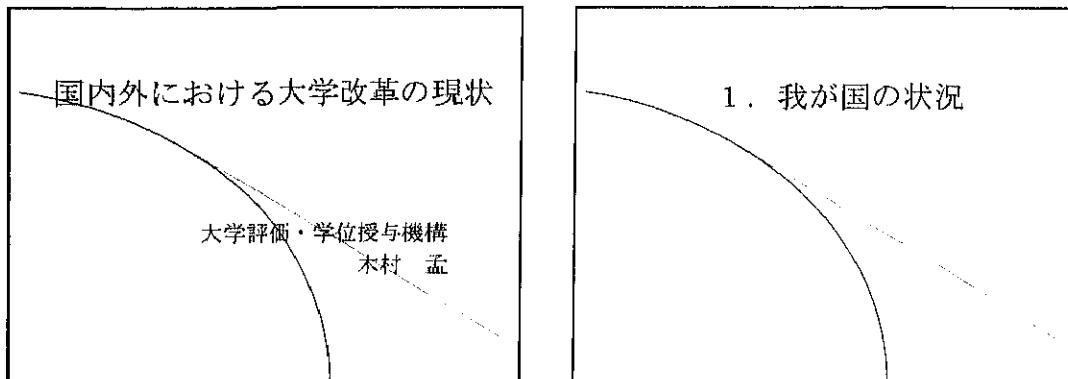
最後に中国でありますが、先ほどソニーが中国の有名大学から卒業生を取るというお話をされましたけども、非常に高等教育の拡大に意を尽くしております。高等教育への進学率が、98年には10%以下だったものが、2002年には15%、2010年までに20%にしようという大変な意気込みであります。

それから、対GDP比でいきますと、高等教育に対する支出は中国は0.5%になっており、日本とほとんど同じになっています。いかに中国が高等教育に意を使っているかということがお分かりいただけるかと思います。英国、ドイツ、フランスと同じように、中国も非常に大きな裁量権を各大学に与える政策を、日本より早く導入しています。1980年代半ばから継続的に実施し、その後も着々と拡大しております、1998年に高等教育法を作り、国公立高等教育機関の法人化を行っております。それと同時に非常に厳しい大学評価をやっておりまして、2002年からすべての教育機関を対象にして、その教育状況を優良、良好、合格、不合格というふうに判定して、それに基づいて予算配分を行っています。また、五年ごとの教育評価を義務付けております。実は英國のハイヤーエデュケーションファシティングカウンシルが指導しております、システムとしては極めて英國に近い形になっております。

賛否両論ありましたが、日本が国立大学法人化に踏み切って大学に大きな裁量権を渡したと同時に、厳しい評価を導入致しましたが、これは世界的な状況であると申し上げてよろしいかと思います。英國はすでに十年くらい前に始めておりまし、中国ですらそういうことを最近やっています。ドイツもフランスも大学に大きな裁量権を与えて、そして評価によってそのパフォーマンスを見ようという状況です。日本もこうなりましたので、国際的な流れの1つとし

てこういう状況をとらえていかなければいけないのではないかと考えています。

それでは時間がきましたので、以上をもって私の話は終わらせていただきます。どうもご清聴ありがとうございました。



責任ある運営体制の確立
全学一体的運営
学長補佐体制
学部長の職務の明確化
学長・学部長のリーダーシップ
運営諮問会議の設置
多元的評価システムの確立 ~ 第三者評価の
第三者評価機関の設立 実施決定
平成12年 学位授与機構
→大学評価・学位授与機構

大学審議会発足以来の流れ
~ 多様化と個性化、専門性の高度化
第三者評価 ~ 目的、目標に沿った評価
研究評価のうち、研究の水準についてだけが、相対評価（ランキング）
しかし、わが国の国際競争力の向上という観点からは、多様化と個性化のみでは、世界に太刀打ち出来ない
→ COE（旧トップ30）プログラムの導入（研究面）

ケルンサミット
~ Knowledge-based society の認識
各国とも、知識伝承機関としての大学の役割の重要性を認識
→ 教育改革の実行（主として先進国）
わが国
→ 教育版COEプログラムの導入
何れにしても、管理運営、教育、研究、施設等あらゆる面で評価に曝される
→ 評価にたえる大学のみが生き残る

2. 大学評価が実施されるに至った背景
1) 高等教育の大衆化
高等教育を維持する費用の増大
→効率的配分
→パフォーマンスによる配分
→評価
2) 高等教育機関間の国際競争
国際的競争力の向上
学生、研究費獲得競争
→質保証

3) 多様な教育プロバイダーとの競合
IT革命による遠隔授業（e-Learning等）
→学位取得、資格取得
→既存の高等教育システムの破壊
→質保証が唯一の武器

それでも日本の大学は動かなかった
→ 独立行政法人化

3. 評価を巡る動き
背景
1) 国立大学法人評価委員会が昨年10月に発足
中期目標に基づく6年サイクル評価の実施
・機関は、法人評価委員会からの要請により、国立大学の教育・研究活動に関して専門的立場から評価を実施→法人評価委員会の権限は？
2) 平成16年から、全大学7年サイクルの認証評価
・認証評価機関には、機関のほか、基準協会、私立大学協会による新しい評価機関が名乗り？→評価基準をどうするのか？ 社会的ランキングの発生？

- 世界規模での品質保証の動き
 - 国境を越えた教育サービスの展開
(英國、オーストラリア、アメリカ)
 - 海外分校、joint program、遠隔教育
 - WTOとの関係(特に重要)
 - IAUP(世界大学学長協会)によるWQR
(World Quality Register)設立の提案
 - OECDによる評価情報付data baseの提案
 - ~日本だけが孤立する可能性あり
 - わが国の評価を国際水準にどう合わせるか?

4. 国立大学の独立行政法人化

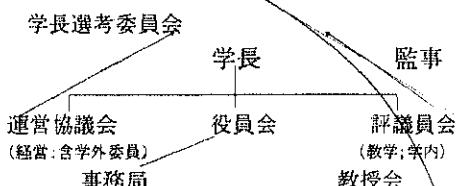
- 新しいシステムの特徴
 - 経営(マネジメント)面での規制緩和(予算、組織、人事)
 - 学長への権限集中
 - 目標達成度評価に基づいた政府による間接的なコントロール

- 大学が獲得する自由度**
- 財政面
 - ブロックグラントの導入(学生定員等formula-based + プロジェクト別等 item-based)～運営交付金
 - 完全に規制がなくなるわけではない
 - 会計監査は厳しくなる
 - 施設費(capital grant)については別途措置
 - 授業料の標準化(10%迄は増額可)
 - 運営交付金以外の財源の導入、使用可

- 2)スタッフの雇用**
- 公務員型から非公務員型へ
 - 政府の規制からの解放
 - ファカルティメンバーの身分、評議会の権限に対する法的庇護は喪失

- 3)組織**
- 学科、専攻、研究所等の基本的組織の新設・改廃は中期目標に規定
 - 基本的組織の学生数は、中期目標に規定

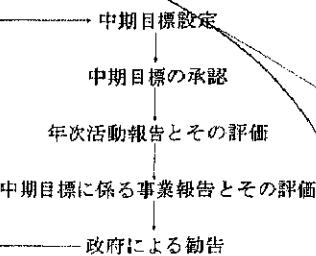
運営組織の構造



○役員会は、学長、副学長、監事からなるが、監事は役員会には加わらない。
○学長は、運営協議会及び評議会の双方のメンバーから構成される学長選考委員会で候補者を選考。従来のような教授会の投票は行なわれない。

- 運営（ガバナンス）面での新しい仕組み**
- 文部科学大臣は学長選考委員会の議に基づいて、学長の任命、解任を行なう
 - 大臣は監事を任命する
 - 学長は、監事を除く全てのスタッフを任命する
 - 法的には、学長のみが大学並びに法人を代表する
 - 学長は、大学の全ての運営に対し最終的な決定権を有する
 - 監事、役員会、経営協議会には学外者を加えなければならない。

中期目標に基づいた管理サイクル



- 中期目標に基づいた政府の管理の特徴**
- 各大学が自主的に中期目標を設定する
 - 中期目標・計画は包括的な性格を持つ
 - 国立大学法人評価委員会による中期目標・計画の検討
 - 教育と研究活動に関する評価は大学評価・学位授与機関に委託
 - 評価結果を運営交付金の配分に反映させる

システムを適用するに当たっての問題点

- どの程度、政府（国）による財政的な管理が実行されるのか？～どこまで間接的であり得るか？
- 中期目標に基づいた管理サイクルが上手く機能するのか？～目標は一般的、包括的。これを評価できるのか？
- 如何にして、大学の自治を形成するのか？～教授人事をどのようなやり方にするのか？
- 大学はどの程度戦略的な経営を行ない得るのか？

2. 諸外国の状況

- 世界各国でも、「知識基盤社会化」に向けた高等教育改革の推進
 - ⇒「拡大」と「競争」の時代
 - ・規模と機会の拡大
 - ・質の維持向上と活性化
 - ・財政政策の変化（限られた資金の効率的配分）
- ＜例＞
- ①規模と機会の拡大～高等教育の大衆化・普及化～
 - ・日、米：高等教育の普及拡大を比較的早期に達成（米国：80年代初めに、高等教育進学率60%達成）
 - ・英、仏、韓：80年代後半から拡大

②質の維持向上と活性化

- ～学生・教育・高等教育機關の質の多様化が進む中、教育研究の質を維持・向上～
- ・米：州立大学も法人として独立的に運営を行い、競争を通じて学生や研究資金を獲得するシステムを形成
- ・歐州(英、仏、独等)、中国、韓国：元来、国の管理や保護が強かったものを規制緩和＆大学の裁量権の拡大

⇒大学評価：

- ・規制緩和と大学の独立した運営の確保に必須
- ・評価を通じて教育研究の改善を促すとともに、評価結果を予算配分等に反映させることで大学の活力を誘引

⇒共通の枠組みの形成

- ・ボーニャ・プロセス “ヨーロッパ高等教育圏の形成に向けて” 欧州連合(EU)による経済統合の進展により、広範な労働市場が形成されつつある状況に対応するため、仏・独を始めとして、共通の学位制度の導入など、共通した高等教育の枠組を形成。競争を促進する土壤作りにもなる。
- ・国境を越えた高等教育の質の保証に関するガイドライン作成 海外分校・プログラム、eラーニングなど高等教育が国境を越えて展開される現状を踏まえ、学生等消費者保護と、高等教育の質の確保・向上の観点から、先進国・開発途上国双方が軟得し合う、共通の取組指針の形成に向けて、本年4月より、ユネesco・OECDの共同イニシアティブのもとに検討会議が始動

③財政政策の変化～限りある公的資金の効果的使用～

- 高等教育の拡大に伴って増加する財政負担への対応 これまで国や州が主として高等教育を支えてきた歐州や中国においては、
 - ・英、中：公財政だけでは負担できず、無償制から有償制へ全面転換
 - ・独：一部有償化
 - ・仏：依然、財政負担を公財政で担おうと努力
- 競争的環境の導入によって、限りある公的資金の効果的使用
 - ・米国の州立大学(3分の1)、英、独、中：大学評価を予算配分に反映
 - ・中国、韓国、独：我が国の21COEプログラムのように、世界水準の大学作りを目指した特定大学への集中投資等、競争的資金の活用

(1)米国における高等教育改革

①高等教育への希望者全入へ

- ・大戦後の経済発展を背景に、他国に先駆け高等教育の拡大 ('80'sには、パートタイム学生を含めた進学率は60%超) →奨学金の充実が高い進学率を底支え
- ・何らかの奨学金を受給する学部学生が5割超
- ・'HOPE scholarship'(クリントン前大統領2期目～)
最低2年間の高等教育を希望者全入にすることを目標に、学部1、2年の学生を持つ家庭に対し1,500ドルを限度として授業料相当額を免税

→就学形態の多様化も高い進学率に貢献

- ・パートタイム就学や夜間講座の普及(例：パートタイム学生が全学生の4割)
- ・転入学が比較的容易
- ・インターネットを利用した「オンライン大学」の普及(例：2000年、全大学の半数以上が課程の一部又は全部をインターネットで提供)

②多様化に対応する質の保証

○民間のアカредィテーション(適格認定)活動の普及

- ・大学を対象に地域ごとに設けられた民間評価団体が大学を評価。大学の質の向上に多大に貢献。
- ・但し、近年オンライン大学の出現に対する対応等新たな課題もあり。

○大学評価の予算配分への反映

- ・学生、住民へのアカウンタビリティ(説明責任)の実施の観点から、公立大学の大学評価を実施。
- ・46州(2003年現在)が大学評価を実施し、その約3分の1が、予算配分の一部に大学評価の結果を反映

○競争的資金の獲得

- ・連邦政府等(NSF, DOE, NIH等)が交付する豊富な研究資金の獲得のため、大学・教員が競争的な環境のもとで研究を実施

③大学の財源確保の自主努力化

- 州立大学でも、公財政支出の割合は、経常費の約5割

(1999年度)

- ・経費の約半分を授業料や、研究補助金 & 民間からの寄付、基本財産収入で賄う

- 更に1980年代以降の州財政の逼迫→州立大学の財源確保の自主努力

・授業料の値上げ ・教職員の削減

・「大学システム」の再編など大学組織のスリム化

・運営効率化

(2) 英国における高等教育改革

- 1997年の高等教育の将来像を示した“デアリング報告”を基盤に高等教育改革を推進

・21世紀の知識基盤型経済におけるイギリスの国際競争力と国の繁栄は高等教育が支えるもので、“Learning society”(国民が生涯にわたって学習しうる社会)の実現が肝要との方針を打ち出す。

・この方針に基づき、高等教育の更なる拡大と質の向上を目指す高等教育改革を推進

①高等教育人口の拡大と学習機会の充実

- ・'80's後半より、政府のテコ入れにより高等教育人口は急増(パートタイム学生を含めた進学率は、18歳人口を超える106%)
- ・更に、2010年までに、30歳までの青年層の進学率を48→50%に引き上げることを政府目標

→奨学金の充実が高い進学率を底支え

- ・1998年より授業料導入をしたが、経済事情に応じた支払いを可能としている。
- 2006年からは、卒業後に授業料を支払う制度に。
- ・‘就学困難学生奨学金’(2004年～:年額1000ポンド)の導入

→就学形態の多様化も高い進学率に貢献

- ・パートタイム就学の普及

(例:パートタイム学生が学部学生の38%、大学院レベルの 63%(2001年))

・Open University(1971年～:19万人が在学(2001年)) や University for Industry(1998年～:学位授与を行なう大学ではなく、further educationを行う教育訓練プログラムを提供。88万人が学習(2003))によって、テレビ・ラジオ、インターネットなどを通じて教育を提供

・インターネットを利用した「e-ユニバーシティー」の設立

2001年に政府主導により、既存の大学の学位課程をインターネットにより提供する当該事業を開始。ケンブリッジ大学やロンドン大学を含む約15大学が、世界に学位プログラムを提供

②教育研究の活性化と質の保証

- 大学の研究評価の実施(1986年～)

- ・現在、高等教育財政カウンシル(HFCE)によって、専攻分野を対象に、数年おきに、教員の研究業績、研究開発、大学院学生数等に基づき評価を実施。

- ・研究補助金の配分は、当該評価結果に基づき、傾斜配分。

- 大学の教育評価も実施(1993年～)

- ・高等教育質保証機関(QAA)により、これまで専攻分野別に、カリキュラム、学生に対する指導や成績評価、学生支援、学習達成度等に基づき評価。今後は、機関評価に限定。

- ・当該評価は、HFCEの補助金配分には直接反映されないが、著しく悪い場合は補助金の削減対象となる。

○大学の自律的運営の確保

- ・大学は1大学を除き国立大学であり法人格を有し、自律的運営を推進。

○競争的資金の獲得

- ・政府(Research Council等)が交付する豊富な研究資金の獲得のため、大学・教員が競争的な環境のもとで研究を実施

③国の支出増大と授業料収入

- 2003年高等教育白書「高等教育の将来」において、公財政支出の増大を提唱
 - ・科学技術研究費を含む高等教育費を、2005年度までに約100億ポンド(2兆円)まで増額し、2003年比で3割増とする方針。(対GDP比0.7% 2000年度)
- 公財政だけでなく、受益者負担も
 - ・1998年、一律1000ポンドの授業料制度導入：高等教育の拡大に伴う財政増を、公財政だけでは負担できないため、従来からの無償制を廃止し、導入。
 - ・2006年度～：最大3000ポンドの範囲内で、大学の判断により授業料値上げを可能。

(3) フランスにおける大学改革

- 国際的な経済競争の激化やEU統合、労働力の移動を背景に、高等教育機関の国際競争力を目指した改革を推進中
 - 学生の集中した大学における教育の質の向上
 - 大学の裁量権拡大と各大学の自己責任の重視
- ①バカロレア80%を目指す拡大政策
 - ・1980年代以降国民の教育水準の向上を目指す職業高校（中学卒業者の3割が進学）生にも道開く
1985年：3割、1995年：8割 → 高等教育進学者4割以上
 - ・社会人入学：経験知識認証制度（VAE）：1994
大学中退者に対し3年以上の職業経験を国が認証し、バカロレアや大学の中間学位を授与し、無選抜で入学可
1995:816人、2001年:4,578人

・「デジタル・キャンパス」構想

- 2001年：10キャンパス開設 6,000人受入
- 大学の新增設や奨学金の充実に努める
 - 1990年代 「2000年の大学」計画
 - 2000年以降「第三千年紀の大学（U3K）計画
 - 国立大学13校新設、計89校
 - 1999年「学生福祉計画」
 - 奨学金、学生寮の充実
 - 1997～2002年 国の奨学金予算30%増
全大学生の30%が受給

②国際競争力の強化

- ・規模の拡大
 - 入学者選抜を行わない大学に集中
 - 留年・中退者の激増：入学者の4-5割に
 - 柔軟な進路変更、上級生によるチャーター制度
- ・欧州標準学位体系（3-6-8制）の導入
 - 2003年政令：大学3年修了で学士、大学またはグランゼュールの通算5年目で修士、その後3年の課程で博士
- ・契約政策 1984年
 - 4年間の発展方向を示す「全学計画」～中期計画として国と契約→教員配置、施設整備、経常費交付
- 2003年：大学裁量権と自己責任原則の更なる拡大例）校地・校舎を大学所有へ
→第三者評議の義務化

③国主体の高等教育財政を維持

- ・国が責任をもって公教育を行う
- 高等教育費用の割合が国家予算
国家予算に占める割合
2.8% (1995年) → 3.3% (2002年)
財源の多様化を模索中

(4) ドイツにおける大学改革

- 東西ドイツの統一後の1990年代、ドイツ経済再生への要求やEU統合、労働市場の国際化という社会・経済の変化の中で、知識による社会・経済への貢献を強く求められるようになった。
 - 「高等教育大綱」の1998年以来数度に亘る改正により、高等教育機関の裁量権の拡大、業績主義の導入などにより、競争を促進する改革を推進中
 - ドイツの進学率は30%程度で伸びは緩やか
 - 職業教育システムの確立（職業志向の短期課程を高等教育への取り込んだ他国とは異なるシステム）、職業教育への奨学金の拡充

①長期在学者の抑制

- ・長期在学者の増加 - 定員の2倍、平均6-7年
授業料徴収されず、修了試験が厳格
→試験制度の改革、授業料の導入
- ・成人の学習機会
大学入学資格生涯有効、原則無選抜入学
~ 30歳以上の学生が2割以上
遠隔教育~ハーゲン大学（通信制の総合大学）が相当
→連邦政府による積極的政策~インターネットによ
る高等教育機関のネットワーク整備、各機関の
遠隔履修プログラムの提供に補助金

②高等教育機関の裁量権の拡大と業績主義の導入

- ・欧洲共通の学士課程（標準3-4年）、修士課程（標準1-2年）の独自の判断による導入事
→急速な拡大：全課程の16%（2003年8月）
- ・独立性を高めた法的地位の承認
例：ニーダーザクセン州：2005年
5校の州立高等教育機関に対し国の機関としての性格
を除去し、「財團法人」としての自己財産の運用、独自
財源の獲得、学内予算配分などより大きな財政面の法的
地位を承認←高等教育大綱の改定による
- ・新たな質保証のメカニズムの整備
各州と大学学長会議-1999年：一定の教育水準（修士
と学士課程）を保つためアクリディテーション制度の
導入→一部のマギスター、ディプローム課程にも拡大

結果を予算配分に反映させる州による評価が高等教育大綱に規定され、一部の州では既に実施
例：バーデン・ヴュルテンベルク州
2001年：全体の機関経費の14%を、13種類の指標
を用いた評価結果に基づき配分することを決定

・業績主義の導入

給与体系の変更：勤務年数ベース→特別任務の有無、研究、教育の実績に基づく給与分の組み入れ
2002年：教授（40歳前後で任用される終身制）と助手に
加えて、若手研究者育成の目的で、独立した活動が認めら
れる任期制の「準教授」ポストを新設

③州主体の高等教育財政

- ・高等教育機関の殆どは州立、私立の在学者：2-3%
- ・病院収入を除けば殆ど独自財源なし
- ・高等教育費用：9州-州、1割-連邦
学生増→州財政を圧迫、一部学生に授業料を導入する
州増加しつつある。
例）バーデン・ヴュルテンベルク州
長期在学者（標準学修期間：9学期、4年半
+4学期以上）から年額12万円の授業料徴収
2003年8月時点：7州/16州が同様の措置
一部の州では業績に基づく配分に加えて、費目を指
定しない一括予算も試行

（5）中国における高等教育改革

～高等教育改革は、経済発展を目指す 基本的政策の一環

①高等教育人口の拡大と学習機会の充実

- ・1999年に人材養成の観点から、拡大政策提唱
(その結果、'98年10%以下→'02年15%。政府も「中國も大衆化段階に入った」と宣言)
- ・更に、2010年までに、20%以上を達成すること
を政府目標
→就学形態の多様化も進学率の向上に貢献
- ・全日制の高等教育機関のはか、社会人を対象とした
成人高等教育機関の拡大
(オジオ・テレビ大学（1979年開校）、夜間・通信大学、労働者大学等。
560万人（全日制高等教育機関の半数に当たる）が学ぶ)
・「インターネット大学」（網絡教育学院）の試行
2002年現在、設立許可を受けたインターネット大学は67大学、
登録学生は100万人。

②質の保証と教育研究の活性化

○大学評価の実施

- ・2002年より、すべての高等教育機関を対象に、その教育状況を「優良」、「良好」、「合格」、「不合格」で判定し、その結果を予算配分にも反映させた「教育評価」を5年毎に義務付け。

○大学の自律的運営の確保

- ・計画経済時代の弊害としての政府の統制を排除するため、1990年代半ば以降、高等教育機関の基盤権を拡大する改革を継続的に実施。

・1998年の「高等教育法」の制定：国公立高等教育機関の法人化を規定。

○競争的環境の醸成

- ・「211工程（プロジェクト）」（1995年～）：「21世紀に向けて100の大学を育成する」ことを目的に、特定の大学への集中投資事業を実施。（清华大学、北京大学を含む96校に、合計109億円（1600億円）を5年間で交付）
・「985工程（プロジェクト）」（1998年～）：世界水準の大学育成のため9大学に集中投資
・全教員への契約任期制の導入（90'～）：業績に応じた能力給も
拡大実施
・「特別契約教授」制度の導入（1998年～）：優秀な研究者を積極的
待遇で招聘

③国の支出増大の努力と授業料収入

○90年代に私立大学の設置を可能としたが、依然、国公立が大半であるため、拡大する高等教育への財政負担の増大が急務に。（高等教育に関する公財政負担、対GDP比0.5%：1999年）

- 公財政だけでなく、受益者負担も
- ・1989年 授業料の徴収を全面開始：授業料は、高等教育機関が地元政府の承認を得て設定するが、年々高騰。

→経済的に困難な学生に対し、授業料減免や奨学金の拡大の必要性

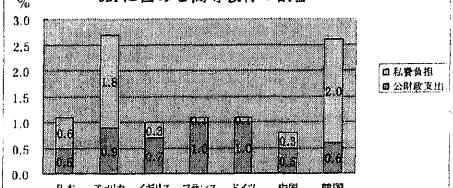
→積極的な外資導入へ

- ・2003年3月に公布（同年9月施行）「中外共同学校設置条例」：
- ・外国教育機関と中国教育機関との共同による学校・課程設置を可能に。
- ・2001年12月に世界貿易機関（WTO）に正式加盟：今後対外開放が進むとの予測も相まって、外国の優れた教育資源を積極的に導入するという基本方針の下で、1995年の暫定規定を新たに上記条例として再制定。

○産学連携等の推進

- ・「大学サイエンスパーク」の推進：
2001年には、政府が北京大学や上海交通大学を含む「国家サイエンスパーク」23区を指定
- ・2001年時点で、高等教育機関の約半数（575校）が5000企業を設立

GDPに占める高等教育の割合



高等教育費用の対GDP比